

特集

農薬

は誰の

ため

に

ないで

?

26都県で販売

無登録農薬

なぜ

た。通
様相で
目が急
(関連記

販売

困難

のまど
売は全
農産物

新たに3県
ことが23日、農水省

知識

欠き

行

無登録農薬

問題

問題

問題

問題

問題

問題

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

業者、証拠残さぬ巧

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新

新



座談会

農薬は農産物を 食べる人たちのために

【出席者】 橋野洋二（シンジェンタジャパン株式会社 マーケティング部 野菜クロップマネージャー）
 築根照英（日産化学工業株式会社 農業化学品事業部 営業企画担当部長）
 伊東 清（株式会社モスフードサービス 商品本部 アグリ事業グループ エキスパートリーダー）
【司 会】 昆 吉則（「農業経営者」編集長）

● 起るべくして起った 農薬問題

昆 今回の無登録農薬問題をはじめ、今、メディア上では非常に情緒的な形で農薬について語られています。まず、この無登録農薬の問題の本質がどこにあるのかを考えていかないと、ただ農薬不信を煽るだけの結果となり、本来あるべき姿を失いかねない状況にあるのではないかと思います。「農業は食べる人たちのためにある」と考える時、農薬も「生産者の生産活動のためにある」というよりも「食べる人たちのためにある」ということがはっきりと認識されなければいけないのではないのでしょうか。

外食・量販など農産物の買い手側からは、生産者がどういう農薬を使っているのかを知りたいという要求が高まっています。確かに情報公開は大切なことですし、無登録農薬が販売・使用されていること自体大きな問題です。しかし、マイナークロップなどを含めた農薬登録の問題や農薬の流通販売の問題など、それらを根本的に解決していくためにクリアしなければならぬことがまだまだ多く存在しているのが現状ではないでしょうか。そのためには、農薬メーカーが生産者や農産物の買い手たちと情報の協力関係を作っていくことが必要ではないかと思っています。

その意味で、今日おいでくださった皆様には、現状で起きていることがらについてどういった問題意識を持っていらっしゃるか、そして、どういう対策を考えておられるかなどを話していただければと思います。まず、皆さんはBSE問題から始まった一連の事件についてどのような認識を持たれているのでしょうか。

橋野 私は、一連の食に関する問題は、起るべくして起ったという感想を抱いています。「食に関する安全性」をキーワードに、BSE問題から偽装表示問題へと移行し、最終的に農家を作る農産物の安全性についても言及されるようになったのだと感じています。おそらく、BSE問題が起った時も「自分たちは被害者だ」と感じていた農家は多かったのではないのでしょうか。今回の無登録農薬の問題の意味は、農家にも「被害者」ではない、「当事者」としての倫理観が求められているということにあるのではないかと考えています。ほんの一握りの人たちですが、農家の一部には安全性に対する意識が低い人たちがいる、それが今回の問題の一因であったと言えるでしょう。当然、それに加担する農薬流通業界も含めた全般的な倫理観の不足が、昨今のような形でメディアに捉えられたのではないかと感じています。

今回の一連の問題では、無登録農薬、あるいは登録失効農薬の販売という違法

行為によって、逮捕者を出す事態にまでなりました。農協や農家を含めた生産者は、BSE問題など過去1年の経験を踏まえて、これがさらに大きな問題へと発展するのではないかとという危惧を短い時間で抱かれたようです。おそらくBSE問題や偽装表示問題がなければ、輸入農産物の残留農薬問題や無登録農薬・登録失効農薬などの問題には、それほど注意は払われなかったのではないかと思います。いまは生産現場が非常に混乱していて、細かな適正使用基準に関するところまで問題が拡がるのではないかと、感性が高ぶってしまっているのが現状です。

築根 農薬を作り売る側としても、解決していかなければならない問題がまだまだたくさんあると考えています。農業工業会とは関係のない輸入業者が違法に農薬を販売していたり、農業工業会に属していないメーカーが非農耕地用除草剤と言いつつ、実は農耕地用として無登録状態で販売していたりします。今回の一連の問題の発端となったのは、一部の悪質な業者によるものですが、タイミング的にはBSE問題などで食の安全が問われている時でもあったために、農薬全体の問題として扱われています。まじめに販売に取り組んできた農薬メーカーにとつては、大変迷惑な話ではあるのですが、農業全体の誤解を解き、問題点をきちんと

と正すにはいい機会かも知れません。
伊東 私も今回の問題は、ある種起こるべくして起こったという印象を抱いています。BSEに始まって食品添加物の問題など、新聞では連日のように食に関わる問題を報道していましたから。ただ、

個々の企業（外食産業の）の認識としては、野菜などの食材に関しては調理加工済みということもあって、危機感を持って対策を考えているところは少ないと思います。また今回の無登録農薬問題については、あくまで農薬メーカーや生産者の責任の範疇にあるという認識が一般的ではないでしょうか。とは言え、外食産業も農薬問題に対してきちんと取り組んでいかなければいけないと考えています。私どもは、取引のある方々（農家）には、すべての食材に対してどんな農薬を使っているのかの情報を提出していただきデータベース化するようにしております。今回の無登録農薬の問題が起こったのは、この仕組みがほぼ完成した矢先のことです。私どもの店舗で、そういった登録外の農薬が、私たちが提供してい

る商品から出たといった事例はありませんが、今回の事件を機会に我々の業界も責任を持って、農薬のことを勉強しなければならぬと痛感しました。

●マイナー作物への農薬登録のネックはコストと時間

昆 外食業や量販店の多くは、農業生産に対する当事者意識がなく、消費者と同じような被害者としての視点からのみこの問題を見ているのではないのでしょうか。しかし、これからは食の安全と安定を確保するという観点に立つても、農業生産を自らの問題として考え、生産により深く関与していく必要性が否応なく出てくるのではないかと思います。たとえば、低リスクな農薬が開発されているにもかかわらず、新しい作物については無農薬で作らない限り違法になつてしまふ。それら新しい野菜に対する農薬登録を要求するのは、外食業や量販店であるべきなのだと思います。今問題となっているのは、「無登録農薬」についてですが、「無登録」といっ

ても何を指すのか分かりづらい部分があるかと思いますが。まず、登録農薬とは何かということについて分かりやすく説明いただければまずでしょうか。

橋野 登録農薬とは、いわゆる農林水産省が管轄する登録番号を持っているものを指します。ただ、農薬登録にも種類があります。たとえば、食用に付さないものと非農耕地に使用するものがありまふ。これらの「農耕地であっても食用に付さないもの」や「非農耕地に使用するもの」では、登録も比較的簡単でコストもかなり低く抑えられます。一方、食用作物に使用する農薬は登録が非常に厳しく、慢性毒性のデータを揃えることで消費者の安全性を担保していく作業が必要となります。今、農薬取締法の網をくぐつて入ってきているものの一つは、「非農耕地に使用する」形で登録されているながら、食品市場に入ってくるという抜け道を通っているものです。もう一つは個人輸入代行で輸入された農薬です。いわゆる個人の使用に限りその使用者が輸入してもかまわないという法律があり、そ

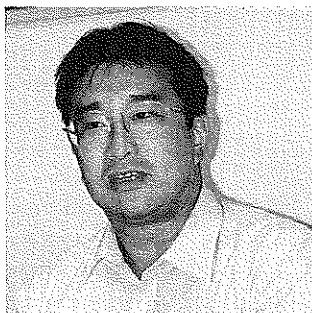
れを盾にして日本で登録をとられていない農薬がかなり横行している現実があります。ある意味、これも無登録農薬と言っても、合法的に日本で流通しているので

す。
築根 今、問題になっている登録失効農薬というものには、安全性が問題で失効したものと、メーカーとして経済性がなないので登録の更新をやめたという二つのケースがあります。共通しているのは登録番号が法律上意味をなさなくなったということです。農薬検査所のホームページで、現在日本で登録が認可されている

今回の無登録農薬の問題の意味は、農家にも「被害者」ではない、「当事者」としての倫理観が求められているというところにあるのではないかと考えています。

（橋野）

橋野洋二（シンジェンタジャパン株式会社
マーケティング部 野菜クロップマネージャー）



【プロフィール】1985年、農業会社チバガイギーに入社。農薬の研究・開発業務を手がける。現在はシンジェンタジャパン株式会社マーケティング部に所属し、野菜に関連する農薬の製品ケア、及び普及・企画を担当している。

農薬擁護派とか反農薬派とか、一元的な対立ではなく、 農薬のリスクとベネフィットについて、双方向の議論が できるようになることが大切だと思います。

(築根)

農薬はすべて見ることができるようになっています。そこに登録番号が載っていないものは、すべて無登録農薬ということです。

橋野 ただ、先ほど昆さんが指摘されていたように、「無登録」という言葉がマスコミなどによって大きく取り上げられることで、マイナー作物への適用外使用が完全に封じられたとしたら、それらを生産する農家としては対応できなくなってしまうでしょう。

昆 私は「農家が生産できなくなる」という捉え方ではなくて「消費者が食べられなくなる」とあるいは「外食産業が調達できなくなる」と考える必要があるのではないかと思います。買い手業界は、それをあなただけに任せし過ぎたのではないのでしょうか。

築根 栽培面積が少ない作物では、登録農薬が10〜20、あるいはそれ以下といったものもあります。たとえば、1作物1害虫に適用拡大をする場合、効果試験が6例、薬害試験が2例、作物残留試験が2例必要となります。これだけで約60

0〜1000万回かかるのです。メーカーの立場としては、たくさん農薬が使用されるキュウリやキャベツに用いる農薬には適用拡大しやすいのですが、使用の少ないマイナーな作物には、コストはかけられないというのが実状です。マイナーな作物については、国の特殊調査事業といった補助事業で適用拡大が進められてはいるのですが、まだまだ登録農薬が少ないのが現状です。その制度をさらに活性化していただければというのが、メーカーとしての立場でもあるのです。メーカーサイドとしては、マイナー作物に登録農薬が少ないのは、その登録取得のためのコストに問題があるからなのです。

橋野 費用と、もう一つは時間でしょうか。さきほど、築根さんがおっしゃった県の特殊事業を使ったとしても、適用拡大にはマイナー作物でも最短で2年かかりますし、マイナー作物に該当しなければ3年はかかるのです。登録に要する期間の短縮には特別措置はとられていますので、タイムリーな対応ができないの

です。つまり、現時点でマイナー作物対策が大規模にとられたとしても、登録が正式に降りるまでの1〜2年間は、その農薬の使用について県も農協ももちろん指導できません。しかし農家は作物を生産しないといけませんから、情報をもらって自分たちはそのリスクを負いながらも、その農薬を適用外で使わざるを得ないという事態が生じているのです。

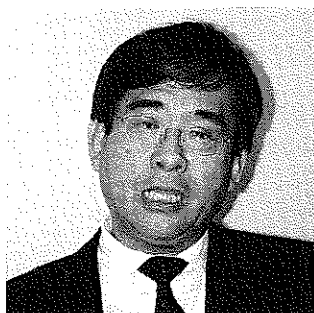
築根 適用拡大に必要なのは、効果試験、薬害試験、残留試験などです。マイナー作物やマイナー害虫に対しての効果試験では、6例が2例になる特例があるので、やはり一番重要なのは作物残留試験です。作物残留試験の2例は、食の安全性からも省略できないわけですし、これに最もコストがかかっています。

● 農薬のリスクとベネフィットをきちんと議論する

昆 業界規模が3千億円しかない農薬業界が、国民の安全を保証するためのコストをすべて負担することには、確かに無理があるように思えます。その意味で、

築根照英

(日産化学工業株式会社 農薬化学品事業部 営業企画担当部長)



【プロフィール】1950年生まれ。千葉大学大学院（応用昆虫学専攻）を修了し1976年日産化学工業株式会社に入社。生物科学研究所、福岡支店、仙台支店を経て現職。本社での農薬普及業務経験が長い。特に同社が得意とするダニ剤の「ダニカット」「サンマイト」「マイトコーネ」の普及に注力した。趣味は、昆虫（特に蝶）の観察、写真撮影、草花の栽培、山歩き。今、日本農業も農薬業界も危機状態。無登録農薬問題は、今きちんとしないと大変なことになる。農薬メーカーとして、もつと消費者や生産者（農家）の声を聞き、日本の農産物の信頼回復のために尽くしたい。

何らかの形で国民の税金でそれを保証していく環境を作っていくことは、正しい考えだと思います。登録農薬の販売・使用「情報公開」ということは、これから更に要求されてくるであろうし、食の安全という意味では必要なことだと思います。そこで、今回の座談会でマイナー作物等の問題について語っているのは、現状では誰かが嘘をつかなければ

ならない状況が存在しているからなのです。建て前ではいくらでもきれいなことが言えますが、今の法律では誰かがそのために嘘をつかなければならない。誰だつて嘘なんかつきたくないのです。だからこそ、外食や量販の人たちがこの問題を自分たちのこととして捉える必要があるし、彼らがメディアとなつて消費者にもそういった現状を伝えていく必要があるのだと思います。

橋野 農薬取締法が施行された当初、まがい物の農薬が出回ったりしていたために、その効能を保証することが必要とされ、効果試験、薬害試験が条件付けられることになりました。また、消費者に対する安全性を担保する視点から残留試験が行われています。私たち農薬メーカーが負っている食の安全性に対する責任は当然ながら今後も重くなっていくでしょうから、残留試験はさらに重要なものになっていくでしょう。

ただ、残留基準値の設定方法については、現状ではあまりに細分化され過ぎていて、という感が否めません。たとえば、コマツナやチンゲンサイといったものだ

けでなく、そこに京菜、シロナ、更に大阪シロナというように細分化されているのです。ここまで区切る必要があるのでしょうか。たとえば「葉つ葉類」など、もつと広い意味の作物に対して登録が取れば、安全も担保されて労力も減ると思うのです。アメリカやEUでは、非常に合理的な動きで安全性基準は見直されているのですが、日本の場合、残留基準がどんどん細分化されていることで、コストや時間がより多くかかる結果となっているのです。これによって最終的に困るのは消費者であり、農家さんであるというのが今の状況です。

築根 同じアブラナ科野菜でも、ダイコン、キャベツ、ブロッコリーは、食べる部分が違うので、これらの登録は別のほうが良いと思います。しかし橋野さんがおっしゃった、京菜、シロナ、大阪シロナなどで作物残留に大きな違いはないでしょうから、登録は、葉つ葉類として同じグループにしても良いのではないかと思います。

昆 今お二人が話された内容は、本来であれば農産物の買い手企業の方々に知っ

ていただかないといけない情報であるはずですが。

伊東 そうですね。私が属している外食産業は、マイナー作物をメニューに載せる機会も多いですし、量販店に比べてよりマイナー作物の利用を推進していると言つて良いでしょう。たとえばあるレストランが「ヨーロッパのこういったレストランでこんなメニューがあった。うちでも作りたいのでこの野菜を作ってくれないか」と農家にお問い合わせするといったことも多く行われています。今回の一連の事件をきっかけにして、そこに対しての問題意識が少しずつですが業界の中で出てきているように感じています。

昆 今回の事件で、使用農薬の情報公開を生産者に求める量販店の声は更に大きくなっているようです。ただ個人的には、そういった要求を強く出しているのは比較的小さなスーパーや量販店が多いように見受けられます。逆に、危機管理意識のある大手スーパーなどでは、このマイナー作物の問題などを含めてすべての情報公開できる現状にはないということを確認しているのではないのでしょうか。

か。そしてこういった状況にあることを消費者やメディアにも積極的に伝えていかなければならないのではないかと思います。農薬メーカーから生産者、流通・小売、そして消費者やメディアまでが同じテーブルにつくことが重要ですし、そのためのイベントを当誌としても展開していこうと思います。

今回の事件を機会に、我々の業界も責任を持って、農薬のことを勉強しなければならないと痛感しました。(伊東)

伊東 清

(株式会社モスフードサービス 商品本部 アグリ事業グループ エキスパートリーダー)



【プロフィール】1992年、株式会社モスフードサービスに入社。新規事業の店舗運営に携わり、1996年より現職。現在はモスバーガーチェーン1500店舗で使用する青果物の仕入から安全の確認を統括する。特に農業に対して経験も興味もなかったが、勉強の為に自ら「農業修行」を志願。幸い会社にも認めてもらい、主要産地で実地研修を行う。農業の厳しさ、問題点などを肌で感じ、以後は、買う側の論理だけではなく、供給側の情勢も配慮した「産地との折衝」を心掛けている。

外食や量販の人たちがこの問題を自分たちのこととして捉え、メディアとなつて消費者にそういった現状を伝えていく必要があると思うのです。

(昆)

築根「農業は、現在34項目ほどの膨大な安全性試験、生態影響試験などをやつて登録を取っています。だから安全です」と言うだけでは、今日のような情報化時代には、一般の方にはなかなか理解してもらえません。農業業界としても「農業のこういう注意点はあるけれども、こういうメリットがあつて、総合的に大切ですよ」というようなPRをしなければいけないと感じています。農業擁護派とか反農業派とか、一元的な対立ではなく、農業のリスクとベネフィットについて、きちんと同じレベル、目線で、双方の議論ができるようになることが大切だと思います。農産物の安定供給、食の安全性の確保は、日本国民共通の課題ですし、そのために農業の役割、農業の問題は、避けては通れないテーマであるはずですよ。

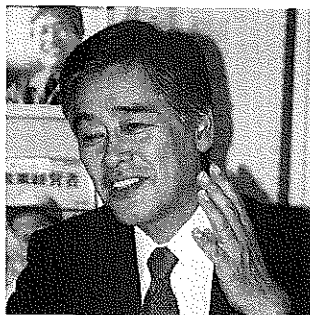
確保さえできれば、どうやって生産されたかというプロセスは問わなかったのです。その後安全性に対する関心が高まり、それを問うようになってきましたが、その問い方がどうも一方的であつたのではと感じていました。ただ、こんな例もあります。一時、環境ホルモンの疑いがあるということで、50数種の農薬がリストアップされたことがありました。すると、一方的にある小売業の人がリストを作つて、その契約農家に対してこの農薬は使うなという一方的なメッセージを出したのです。もちろん契約農家としては、買つていただいているお客様がそういう指示を出しているのだつたらとできるだけ努力したのですが、そのリストにはあまりにも重要な農薬が含まれていて、生産が不可能か、あるいは仮にできたとしても農産物の値段を上げざるを得なかったのです。そこで、生産農家は訴えました。「この指示に従えば値段はこれくらいになりますか、買ってくれますか」と。すると、小売業者は「それはおまえたちの勝手な言い分だろう。今まで通りの値段

で出せ」と言ってきました。でも「それだと生産が不安定になりますよ」と。両者間に、そのような軋轢が数年あつたようです。最近では、ようやくその小売の人にも「こちらからは、こういう農薬で作つてくれ」という指示は出すけれど、そちらの言い分も聞こう」と対話が成立し始めたそうです。このような変化の兆しはいろいろなところに見えてきているように思えます。

●「信頼」を獲得した者が選ばれていく時代へ

昆 BSE問題から偽装表示問題、そして今回の無登録農薬と、先ほど橋野さんが「起こるべくして起こつた」と表現されていましたが、こういう状況が生まれてきた原因は、行政・農業業界・農協として生産者自身が、分かつていながら問題を放置し続けてきた「怠慢」にあると思うのです。それを反省した上で問題の解決に取り組んでいくことが必要です。それにはまず、行政が責任逃れをしてはいけない。生産者も、単なる作業員とし

昆 吉則 (「農業経営者」編集長)



【プロフィール】株式会社農業技術通信社代表取締役社長。「農業経営者」編集長。著書に「あたりまえの農業経営」(富民協会)がある。

てではなく、顧客を持つ経営者として、顧客に対する倫理観を持った上で農業経営を行わなければなりません。これからの日本の農業をそういう人たちが中心となつて背負っていくのであれば、食の安全を追求するなどということは不可能なのではないでしょうか。中国からの輸入野菜に許容値以上の残留農薬が検出されたことで喜んだ人たちがいたようです。翻つて日本の農産物は安全なのかと考えた時、そうとは言えない現実が今私たちの前に存在しています。そのことを踏まえ、た上で嘘をつかないでもよいシステムを作る必要があるのではないのでしょうか。最後に皆さん一言ずつお願いいたします。

ちと、高齢化、兼業化している農家に、大雑把に言えば日本の生産者が二極化しつつあるようにも思えるのです。農薬についての知識も豊富で情報力も高い経営者がいる一方、なかには水稲除草剤を殺虫剤と間違えて育苗箱に散布してしまう方もいらっしゃる。こういった二極構造に対応した農薬のあり方も考えていかなければならぬのかも知れません。やはり農薬の中には劇物もあるわけですから、それを取り扱うための資格制度といったシステム、しかし高齢者の方も、農業を続けられるようなシステムといったことが考えられても良いのかも知れません。

昆虫 確かに、農薬取締法が施行された当時とは生産構造も大きく変化しているわけですから、新しい普及のさせ方や仕組み作りが再検討されるべきだと思います。ただ、生産単位がどんなに小さかったとしても、人様の口に入るものを作ってお金をいただくという点においては同じですし、そこで求められる安全性に関する倫理感も同じはず。そこには、

高齢者がビジネスファーマーかといった違いがあつてはならないものでしょう。

橋野 お年を召されて趣味の範囲で農業をやっている方々は別として、プロとして農業をやっている方々、とりわけ契約栽培などで顧客との直接のやりとりを行っている方々には、倫理観が非常に高い人たちが多いというのも事実だと思うのです。彼らの多くは農薬の散布歴を詳細に記録しています。また、今一生懸命に産地形成に取り組んでいる農協などでは、そこにいる農家たちの意識も高まっていますので、メンバー全体の倫理観が高いと感じることが多いです。

また話は変わりますが、GLP（検査実施適正基準）「グッド・ラボラトリー・プラクティス」の略で、食品衛生検査施設の業務管理に使われる単語。食品のサンプルングから検査成績書発行までの全行程を一元的に管理することで、検査データの信頼性を確保するもの」という情報管理の考え方がありますが、それはいわば、すべてをメモにとることで記録に残していく方法です。もちろん、隠す

つもりで改ざんしようと思えばいくらでもできるのですが、すべてが一貫して書いてあるので、その人が信用できる人であれば、その記録の信頼性が非常に高まるというものです。生産現場でもそういった考え方を導入するとよいのではと考えました。

伊東 農薬に関する情報をお客様に伝えていくことは、外食業界にとっては非常に勇気のいることです。その点では、おそらく量販店よりも外食産業の方が難しいと思っています。それは今食べようとしているものには、農薬が付いているという見方をされてしまうからです。「農薬＝悪」という感覚は拭きされているとは言いがたいのが現状です。現在、多くの業種業態が、仕入れた農産物に対して「優良」を謳っています。でもこれからの時代は、店舗が「なぜ優良なのか」を説明できなければお客様に見透かされてしまうのです。ですから、安易に有機だ減農薬だという時代はもう終わるのではないかと感じています。それらによって食に関し

ての本当の安心・安全を担保していくことができるのかというと、やはり難しいのではないかと思っています。そして、農薬に頼らざるを得ない場面では、「適正な農薬を適正に使っていきましよう」という当たり前のことを、農薬メーカーや産地と一体となって進めていくことが肝要なのではないかと感じています。そのためには、一企業ではなく、業界全体で考えなければならぬことは言うまでもありません。

昆虫 その通りだと思います。そして、それを農薬業界と共に行っていくべきなのではないかと思うのです。なぜなら、農薬のリスクとベネフィットを最も理解しているのは彼らだからです。逆に農薬業界にも「農産物を食べる人たちのために」という考え方がほとんど浸透していないのが現状と言つて良いでしょう。ですので、先ほど述べたように皆が同じテーブルに付くことが重要なのです。

そして、これからは真面目できちっとした仕事をする人たちが、顧客の信頼を得て選ばれていく時代であつて欲しいと思うのです。そしてそれは、官僚等に指導されたからといったことではなく、「商売を行う者としてそうするのが当然」という自発的な倫理観に基づいたものであるべきです。

今日はありがとうございました。

農薬メーカーから生産者、流通・小売、そして消費者やメディアまでが同じテーブルにつくことが重要ですし、そのための本誌ならではの役割を果たしていきたいと考えています。

（昆虫）

“無登録農薬問題”の本質を考える

【プロフィール】 (にしだ たてき) 農薬メーカー社員。農薬についての正しい知識を広げたいと「農薬ネット」を主催 (<http://www.nouyaku.net>)。著書に「気になる成分表示100の知識」「ダイオキシン100の知識」(いずれも東京書籍)がある。

西田立樹

● 無登録農薬問題

7月の山形県での販売業者逮捕に端を発した一連の無登録農薬使用に関する事件は拡大を続けています。

農水省が9月9日に発表した調査によると、無登録農薬は41都道府県の約1945戸の農家で、果樹や野菜、花などに使われていました。朝日新聞の調査では8月末までに農家などに出荷の自粛を求めたのは16県。ナシなど果物を中心に少なくとも2060tが回収、廃棄されているとのこと。

問題になっている農薬はダイホルタン・プリクトラン・PCNB・ナフサク(ナフタレン酢酸ナトリウム)です。それぞれ「ホールエース」「プリラー」などの商品名で農薬として、あるいは栄養剤などの名目で販売されていました。主にはアジア方面で製造され輸入されたものと言われています。

無登録農薬使用農家の中には深刻な状況に陥っているところもあります。収穫物が廃棄処分になったわけですから無収入です。ある銀行では対象農家向けに低利での融資を行うサービスを発表しましたし、無登録農薬使用農家が販売業者を相手取り損害賠償請求を

行ったという報道もされました。金銭面だけではなく、他人を巻き添えにしたとして周囲から白い目で見られて立場をも失っています。冗談抜きに、まもなく「農家が自殺」というニュースが出かねない状況です。

● 無登録農薬とは何か？

農薬には一次販売業者(メーカー)により農薬登録が取られていなければなりません。農薬登録とは農薬取締法という法律に基づいて行なわれます。また、海外から輸入される農薬についても輸入販売業者は同様に農薬登録を取る必要があります。

登録取得に必要な内容の説明は別の機会に譲るとして、これらの要件を満たしていない農薬が無登録農薬ということになります。正確には農薬登録を取ったものだけが農薬と呼ばれる資格があり、無登録なものは農薬とは呼べないのですが、他に適当な言葉もないのでそう呼ばれています。

農薬の登録制度は販売の可否に対して行われるもので、無登録農薬を販売した業者は農薬取締法によって罰せられます。輸入販売した者、輸入業者から商品を買って付けた販売した業者

らもその対象となります。一方、使用に関しては罰則がありませんので、無登録農薬を使用しても法律上では罰せられません。

現在、5000種以上の農薬が登録されていますが、同じ有効成分でもメーカーが違ったり、製剤が違ったりするだけでも別の農薬登録になっている場合もあります。また、複数の有効成分が含まれる農薬(混剤)も登録が必要です。ちなみに有効成分の種類は約500種です。

● 無登録農薬にもいろいろあります

無登録農薬と一口で言ってもその成り立ちは様々です。大きく分けて以下のようになります。

- ① 以前は登録があったが何らかの理由で削除された、または更新できなかったもの
- ② 以前は登録があったが販売業者があえて登録を更新せず失効したもの
- ③ 全く登録を受けたこともないもの
- ④ 登録を受けている農薬の密造品、輸入品

①は毒性や薬害などの理由で使用を禁止され登録を抹消、または更新され

特集 農薬は誰のために？

なかった場合を指します。②は商売上の理由で業者が登録維持を放棄した場合、③は全く農薬としては実績のない薬品の使用、④は海外からの並行輸入品や農地登録のない除草剤の農地での使用などが該当します。

農薬は一度登録をとつても永遠に販売可能なわけではなく、3年ごとに登録を更新しなければなりません。その際に、その3年間に新たに分かった知見や新たに制定された基準などに合致しているかを見直さなければならず、登録の維持には金銭的にも労力的にもメーカーは負担を強いられます。よつて大部分の失効農薬は②のパターンに当てはまります。

この場合は販売の権利は失効しているものの、使用に関しては問題ないという解釈がなされています。

●いま騒ぎになっているのは？

いま騒ぎになっている農薬は①のパターンです。プリクトランについては発がん性があるという報道もなされていますが、正しくは催奇形性があるかも知れないということで1987年に失効しています。ダイホルタンは発がん性を指摘され1989年に失効しま

した。PCNBはダイオキシン類が検出されたという分析結果が元となり2000年に失効しています。共にそうではないということを証明する実験データを提出すれば良いわけですが、そのデータを取るためには多大な出費が必要であり、望み通りのデータが出ることも限らないので、売り上げと出費をはかりにかけて、各メーカーは登録を維持するのを諦めたと言われています。

一方、果実の落下防止などに使用されていたと言われるナフサクは②のパターンであり、1976年に失効しています。

●登録失効農薬は

他にもいっぱいあります

今回問題になったものの以外でも登録失効農薬はたくさんあり、有効成分の数にして400種弱、商品の数にするると1万6000種以上に上るようです。ですから、他にも農家が知らずに無登録農薬を購入している可能性も捨て切れません。信頼できる指導機関や販売者・メーカー等に問い合わせれば良いわけですが、少なくとも袋や瓶に農薬登録番号が書いていないものは疑

つてかかるべきでしょう。どの農薬が登録切れしたものであるかは調べればわかります。いちいち調べるのも煩雑ですが、現在ではインターネットを通じてこれらの情報を入手することが可能です。

●ゆくゆく農薬の定義

この事件を契機に、農家は一体何を使ったらダメなのかわからなくなってきました。そう言う「登録農薬だけを使えばいいんじゃないの？」と言われそうです。しかし、作物にまいているのは農薬だけとは限りません。農薬を減らそうと思ったり、味の良い作物を作ろうと思つて各種資材を試したり、口コミや雑誌などで勧められているものをまいたりしている場合も少なくありません。

農薬取締法には農薬の定義があります。要約して紹介すると次の通りです。

「農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する）の防除に用いられる殺菌剤、

殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤を言う。防除のために利用される天敵は農薬とみなす。」

この文面の「薬剤」という言葉が何を指しているかが判然としないのです。普通にイメージされるのは合成化

「無登録農薬問題」がよくわかるホームページ一覧

- 【YAHOO 無登録農薬問題】
http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/agricultural_chemical
- 【失効農薬（有効成分）一覧】
<http://www.acis.go.jp/sikkou.htm>
- 【登録農薬一覧（目的別）】
<http://www.acis.go.jp/>
- 【登録農薬一覧（商品名別）】
<http://sizai.agriworld.or.jp/nouyaku/touroku/>
- 【登録・失効速報】
http://www.city.okazaki.aichi.jp/jnc/bojyo/3_3.htm
- 【農薬掲示板】
<http://www.nogyo.co.jp/cgi-bin/12ch/nouyaku/index2.html>

学物質ですが、天然物は？ 食品（たとえば牛乳とか）は？ せっけんは？ 水は？ 肥料は？ 木酢液など有機資材は……どこまでがこの範疇に入るのでしょうか。今回のダイホルタンにしても一部の農家は「栄養剤」として中身を知らずにまいていたのです。

法律の文面を見ると名目として「植物活性剤」とか「保健薬」などと書いてあり、病虫害防除が目的でないと言われている、農業ではないので登録を取る必要はないように思われます。そういった曖昧さが今回のような無登録農業事件を引き起こした遠因でもあります。

● 減農薬の落とし穴

有機栽培や減農薬栽培で他の農産物と差別化しようという試みは一般的になっています。しかし、正しい減農薬を行っているかどうかは農家によりまちまちであると言わざるを得ません。正しい減農薬とは適正な肥培管理や土地にあった作物や品種の選定、有効な農薬の組み合わせを工夫した防除歴の採用、土着天敵や生物農薬や耕種的防除を組み合わせたいわゆる総合防除の実践などを指します。

一方で農薬ではない防除資材の安易な採用に走った、ただ単に減農薬栽培や有機栽培の基準に合致することだけを目的とした栽培もあるようです。そのような場合に無登録農薬の使用を結果的にあるいは意図的に行ってしまうことがあると言えそうです。特に病虫害防除を目的とした有機資材の投入については現時点では灰色だと判断せざるを得ないでしょう。たとえば木酢液も過去に農業登録を持っており、現在は失効しているという点では無登録農薬です。こういった事例は他にもあるので、今後の推移を見守りながら使用については慎重を期すべきでしょう。

● 求められる遵法精神

経営センスを持った農家ならば、高品位の農作物を低コストで市場に供給するべく最大限の努力を重ねています。そんな中で農薬にかかるコストは無視できません。農薬の内外価格差は商品によっては大きなものがあります。また海外の最新農薬情報を手して輸入業者と掛け合って個人輸入するような事例も見られるようです。さらには非農耕地用の薬品を有効成分が同じであることを見抜いて農耕地で使う

事例も見られます。

これらの事例は各農家の経営努力と言ったこともできますが、結果的に法を犯すことになっています。農業経営には遵法精神が今まで以上に求められることとなります。雪印や日本ハムなど食品製造会社が法を犯したことにより多大な損失を被りましたが、個々の農家も規模は違えど食料生産を担う産業に従事している点では立場は全く同じであることを今一度確認下さい。

● 農薬取締法の改正とは？

武部農水大臣は次期国会で農薬取締法の改正を提案することを明言しています。その内容は販売に対する罰則しかなかった現行の内容を改め、農薬の使用（つまり農家）も罰則の対象にするということです。また、非農耕地向け資材を農耕地での使用を前提とするような販売を行うことも認められなくなる方向です。

それらの規制強化は農家に対しても一定の責任を負わせるということであり、法の内容がしっかりしていれば当然の成り行きとして受け止めるべきでしょう。しかし、それだけでは農業の現場とかけ離れており、全くの片手落

ちと言わざるを得ません。先に書いたように農薬の定義がゆらいでおり、農業の現場は混乱しているのです。農業の定義を今一度はつきりさせることが必要です。それなしに罰則だけ強化すれば農家は恐れをなして様々なチャレンジをやめてしまいます。

さらに現行の農薬取締法には例外が認められていません。例えば、外国から新しい害虫が入ってきたとしてもその害虫に適用がある農薬の開発を待たなければなりません。しかし、例外が認められれば臨機応変に対応できます。他国ではそれらの対応は当たり前のように行われています。どんな法律にも「〇〇が認めればその限りではない」といった文面がありますが、この法律にはそれがありません。その部分をさして農薬取締法は欠陥法律であると指摘する声もあります。

● 適用外使用はどうなる？

次に農業登録制度を厳密化すると作れなくなる作物や、使えなくなる農薬が出てくるということです。これはどうということかといえば、農業は登録される際にその使用方法も指定されています。その内容はある作物には収穫前

特集 農薬は誰のために？

〇〇日前までに決められた量を使用する
というものです。たとえば「ハクサイ
には収穫の14日前までに1000倍
に希釈して使用する」といった具合で
す。これを適用と呼びます。つまり、
農薬登録があっても使用方法以外の使
い方をすれば適用外使用となり違法と
なります。

この適用を取るための基準が難し
ぎるのです。具体的には効果・被害な
どの評価、ならびに残留農薬の調査や
基準の設定が必要です。大変な手間と
投資が必要であり、開発メーカーはそ
のコスト回収が可能な作物しか開発で
きません。結果的に適用がメジャー作
物のみに偏ってしまい、マイナー作物
には使える農薬がなかったり非常に少
なかったりします。ですから、適用が
ある農薬だけを繰り返し使わないとい
けないので非効率的な農業を強いられ
るか、適用外使用をやるしかないとい
う状況です。公的機関やJAなどが発
行しているマイナー作物に対する防除
方法の紹介でも、暗に適用外使用を勧
めるような内容になっていることは普
通にあります。このことには必ずメス
を入れなければなりません。

残留農薬基準は各作物の残留農薬量

と食品としての摂取量を計算し、対象
作物全てについて同じ計算をして合計
した値がADI（一日許容摂取量）を
越えないように定めています。これら
の詳しい内容については紙面の都合に
より今回は述べません。しかし、この
計算方法を見ればわかるとおり、摂取
量の少ないマイナー作物や、摂取しな
い花などの作物については適用を厳密
に求める必要が本当にあるのか考え直
す必要があると思われます。

●消費者の意識に 問題はないのか

行き着くところまで行き着いた感さ
えある日本人の食に対する間違った方
向への潔癖性。このことが無登録農薬
の使用と無関係とは言えないと感じる
関係者も多いでしょう。農作物を年中
同じ品質と価格で入手したいという無
理な要求。現場を無視した減農薬指向
や無意味なまでの食品に対する健康指
向。傷一つ虫一匹認めない作物の工業
製品化。他への影響を省みず安易な低
価格化を進める食品輸入。これらの歪
みが日本農業を混乱させ、無理なコス
トダウンや栽培方法を農家に強要して
いる事例も否めないでしょう。そうい

った消費志向を生み出した流通業界や
宣伝業界、それらの情報を垂れ流しし
たマスコミらは猛省すべきだと言える
のではないのでしょうか。

●今後、農家に求められる ことは

現在の農薬行政や農業を取り巻く環
境には様々な問題があります。今回の
事件にふたをする目的だけで規制や罰
則を強化するとすれば農家や消費者に
とっても混乱を助長することになりま
す。無登録農薬がはびこらないで済む
環境づくり、全ての農家が全ての作物
を自信を持って栽培できる土台づくり
が必要になってきます。そういったこ
との解決には真つ正面から取り込んで
色々な規制を緩和していく必要がある
といえます。単なる規制強化ではなく
骨太な論議が待たれます。

一方で無登録農薬に手を出さないの
は当然としても、その他のことについ
ても農家一人一人が遵法経営の意識を
再確認する必要があります。食料生産
に対する信頼性は落ちてしまいました
から、自身の農場で使用している資材
の開示を求められる場面が増えると思
えられます。防除歴の整備やデータベ

ース化、使用資材の入手経路やその内
容物や性能の把握など説明責任を果た
すべく、さらなる努力が必要でしょう。
さらには産直や流通サイドと協力した
トレーサビリティ確立へ向けた取り
組みなどへの関心が高まることが予想
されます。それらにいち早く対応する
ことが出来れば、今回の逆風を順風に
変えることができるかもしれません。
最後に以上のことを箇条書きにして
まとめとします。

- 1：農家も食品産業を担う一員である。遵法精神を持っていないと市場からはじかれる。
- 2：現在の法制には問題がある。それらの改善をねばり強く訴えていく。
- 3：消費者や流通サイドに農業の実態や食品の本質を伝えていく。
- 4：自分の生産物に対して説明責任を果たせるように準備しておく。
- 5：産直拡大やトレーサビリティの確立を目指し、食の信頼の回復に努める。

新刊
業者、罰金残さぬ巧妙な手口

26部局

本誌読者に聞く “無登録農薬問題を あなたはどっち見る”

インタビュー・構成：加藤幸子



安全確認は生産者の責任

マイナー作物の登録問題が急務

農事組合法人和郷園 代表 木内博一さん

千葉県香取郡山田町
作目…野菜を中心に50品目以上

農薬を使うことは、生産者の健康を害するという危険だけではなく、安全証明ができなければ経営そのものも危険になることが、今回の事件によって発覚したと思う。事故が起きてから気が付いたというのは残念だが、これまでは農協やメーカー任せだったものが、自分の作るものに対して安全確認をきちんとしなければいけないという意識が生産者の中に確実に芽生えてきた。その意味では今回の事件はプラスだったと思う。

和郷園では、5年前から安全性を高めるための農薬の使用基準を皆で研究し作ってきた。だから取引先には真つ先に安全証明を出すことができ、やつと我々の取り組みが理解されるようになった。安全性を優先するために、効果が低く、価格の高い農薬を使うなどのコスト負担をしてきたことも、ようやく認められてきたと思う。

それより問題なのは、農薬メーカーの利害によって決まる登録農薬の内容だ。あれほど流通しているサニールタスやグリーンリーフにも登録農薬がない。これでは農薬をやれな

い産地がたくさん出てきてしまう。罰則強化の前に、この問題の集中論議が急務だ。安全だと検証できたものについては、早急に登録農薬を増やさなければいけない。ルール違反の取り締まりだけが先走っては、どんどん混乱してしまう。

行政は、何が本当にダメで何がそうでないか、生産者と消費者の両方に軸足を置いて、解決すべき情報の橋渡し役をやらないと今の時代は危険ですよということを言いたい。

また、これまで価格は流通主導型で形成されてきた。デフレで小売がもがいているのは分かるが、それを生産の現場に持つてこられても、農家も吸収できない。特に減農薬や無農薬栽培はコストもかかり、容易に安くできるものではないことを理解してほしい。

今回、安全性の議論が高まっている。今こそ両者が協力し合つて、トレーサビリティーも含め、できること、できないことをはっきり確認すべきだろう。そして適正な情報を提供すると共に、必要とされるコストについては消費者にきちんと明示していくチャンスではないかと思う。



「無登録Ⅱ毒」という概念は間違い
安全性の議論がすり替えられた

有限会社津南高原農産 代表 鶴巻義夫さん
新潟県中魚沼郡津南町
作目…水稲、加工品、飲料品

今の風潮を見ると、「無登録農薬を使っていなければ安全」としているようだが、基本的には農薬は毒。安全性の問題が完全にすり替わっている。

化学合成物質である以上、登録農薬でも毒性がある。なぜ登録が失効したかは、メーカーの製造プラントが老朽化したとか、新製品を売りたいためとか、メーカー側の都合が多く、必ずしもその毒性が問題になったからではないだろう。その辺のところが一一般のマスコミでは伝えられていない。登録農薬Ⅱ安全、無登録Ⅱ毒という認識にすり替えてもらっては困る。

本来は、農薬を使わなくて済むような技術をどう確立していくか議論すべきなのに、相変わらずそちらの方は全く進んでいない。この登録問題は、逆に毒の技術を肯定しているようなものだ。

環境に一番マッチしなければならぬ農薬が、一番環境に悪いことをしている。その反省があつて切り替えていくべきなのに、毒から抜けきれない。

農薬は、戦後の日本の近代化農業の中で、農家にとって、なめても食べて

も良いと思えるほど有り難い魔法の薬だった。農作業のマニュアルの中に染み付いている。

今回のこともみんな少なからず似たようなことがあり、摘発された農家は運が悪かったと思っている。農協はもみ消しに必死だ。皆が残留分析に殺到しているが、ただその場を取り繕うためにやっているように感じる。農薬の安全性議論とはほど遠い。

また消費者も無知で情けない。すぐに風評に踊らされて、その地域の農産物全てが売れなくなる。街の中、家庭の中に農薬以上に毒性の高い化学薬品が溢れていることに気が付かない。

また責任を追及するならば、この農薬の登録を許可していた行政の責任はどうなるのか。いまの登録農薬の安全性も再点検すべきだろう。昨今のさまざまな問題は、書類だけで仕事をしていた行政の怠慢が起これたとも言える。BSEの騒ぎも、国が輸入牛を積極的に奨励したために起きたことだ。行政の責任は重い。安全性の議論もなしに、ただ罰則を強化しても、闇のマーケットが拡大するだけだろう。



犯人探してなく生産者全体の問題
なぜ農薬か消費者も考えてほしい

増川正志さん
山形県西村山郡河北町
作目…サクランボ、水稲、モモ

山形では風評被害が深刻で、全ての農産物が影響を受けている。承諾書及び確約書、防除履歴を出さないと農協も市場も受け付けない。個人ごとにサンプルを取って分析調査もしている。

また、無登録農薬の使用を公表するかどうか議論されている。でもそこまでする必要はないのではないかと、確かにその農家の認識は甘かったが、悪気はなかったと思う。農作物の焼却処分や、周辺農家への賠償責任だけではなく、中には家庭崩壊に至った家族もあると聞く。犯人探しをして、その人たちが悪くて他は安全ですよ、としてしまっているのか。

農薬は生産者全体の問題だ。今回のことで、みんな農薬の安全性を非常に気にするようになった。2度とこういう問題を起こしたくないと思っっている。

法律が強化されれば、今度は生産者の責任も問われる。使っていないかの判断を自分でできる知識を養わなければならない。

一方、生産者がなぜ農薬を使うのか、消費者にも考えてもらいたい。山形県でも作物毎に防除基準があつて、その通りの農薬を使っていれば特に問題は

なかった。だが、もつと収量を多くしたい、もつと大きく形を良くしたい、色を良くして見栄えを良くしたいという気持ちから、様々な薬剤を試すことは良くある。今回もそうした動機の人がいたと思う。

こうした背景には、農産物の細かい規格、見栄えのよいものを好む消費者の志向がある。キュウリも曲がついていたり、虫の食いあとのあるキャベツは嫌がられる。でも自然の中でできるものは、優等生ばかりではない。形のよいもの、悪いものがあつて当たり前だ。農薬の中には収穫前に使えるものもある。痛みやすい果実など殺菌しておけば安心だからだ。でも生産者としてはそんなものは使いたくない。味や甘味が同じなら、規格や見栄えにあまりこだわらなければならないのではないかと。生産者を責めるばかりではなく、消費者にもこの問題を考えてほしい。

農産物は工業製品ではなく食品だ。食べるものだから、絶対安全でなくてはいいけない。本当は農薬よりも土。土作りがしっかりしていれば農薬も減らしていける。効果がすぐに現れにくいので根気がいるが、これからは土作りの重要性も増してくるだろう。

農林水産省 農薬対策室長に聞く

農薬取締法は農産物生産者にどう適用されるのか

今回の無登録農薬問題に端を発して、現在、農林水産省では次の臨時国会を目標にして農薬取締法の改正を検討している。その最大の狙いは、無登録農薬について、従来の販売禁止に加え、使用の禁止にまで拡げることにある。

農林水産省生産局生産資材課農薬対策室長 澤田 清 氏

●なぜ法改正を検討することになったのか

編集部：今回の無登録農薬問題がきっかけとなって、使用者に対する罰則を検討することになったわけですが、その理由をお聞かせいただけますか。

澤田：今回の事件を通じて最も残念だったのは、しっかりと農業を行っている人の中で無登録農薬を使用していた人がいたということです。農業は登録の際に毒性試験等のデータを申請者から提出させて安全性のチェックを行っているのであり、無登録農薬は安全性の確認が行われておりません。現在、消費者は農薬に対して敏感になっているのはご存じのことかと思いますが、一部の生産者は意識という点において大きなギャップがあるようです。罰則がないからといって、全く何の表示もなく、一見して無登録とわかる農薬を平気で使ってしまう農家がいるというところは問題です。安全な食料を生産し供給する役割を放棄し、期待を裏切るものです。安全性の確認さ

れていない無登録農薬は使用してはいけないというルールを法的に決めるというのが法改正への最大の理由です。

編集部：近年、農産物価格が低下していることから、資材コストを見直す人たちが増えてきています。正規で流通販売されている農薬が、その流通システムやコストのために高くなっていると考えている生産者が多くなっており、それが並行輸入品など無登録農薬の使用へと向かう要因の一つとなっているとは考えられないでしょうか？

澤田：それは農薬を一般商品と同じものとして認識しているからではないでしょうか。先進国では農薬の登録制度があり、登録のないものの販売・使用を禁止しています。日本では、無登録農薬の販売を禁止することで農家の手元に届かないようにし、農家へは無登録農薬を使用しないよう指導してきました。しかし、農家が平気で違法販売や並行輸入に手を出しているのは認識が足りないか、罰則がないことを逆手に取っているからでしょう。安ければ何でも良いの

かということです。

●農薬の適用外使用は罰則の対象となるのか？

編集部：今回の法改正で「無登録農薬」とは具体的に何を意味しているのでしょうか。

澤田：簡単に言えば、登録番号のない農薬のことです。つまり、①今までに日本で全く登録がされたことのない未知のもの、②かつて登録があったが失効した農薬、③登録農薬と同じ成分と称している無登録のもの。④農薬まがい品、等があります。

編集部：今回のダイホルタンとプリクトランは共に失効した農薬として報道されていますね。

澤田：かつて両方とも登録をされ、失効しています。しかし今回問題となっているものは登録メーカーがかつて生産したものではなく、外国で製造されて輸入されたものと考えられています。ですので、これはかつての失効農薬と同じものではありません。

私たちは農薬の安全性を確かめた上で世の中に出しています。登

特集 農薬は誰のために？

録申請は多くのコストもかけて、データを用意しなければなりません。化学物質はそれなりにリスクも毒性もあるわけですから、それを動物実験を通じて長期間摂取し続けても安全な量を検証し、その百分の一を人間に当てはめて、それを超えることのないように作物毎に残留基準値や使用量を設定しています。そういった検査を行っていないものの安全性については分かりようがありません。登録とはそういう安全性の担保のために行われていることを理解していただきたいと思います。

編集部・・では以前ちゃんと登録があった農薬が、失効後も倉庫に積まれていた場合は？

澤田・・失効後のものは現行法においても販売することはできません。また、今後の法改正によって無登録農薬の使用を禁止した場合、有効期限の範囲内でも失効した時点で“無登録”の扱いとなれば問題が生じるので、現在この取り扱いを検討しています。

編集部・・マイナークロップのように、登録番号のある農薬であって

もその作物への適用がないために、正式には使用できないといったことがあります。それに対しても、使用という意味で取り締まりをお考えですか？

澤田・・登録農薬の適用外使用については、使用方法の話であり、今回予定している無登録農薬の規制には含まれません。しかし重要な課題です。現在、各県にアンケートを取って必要なものの登録拡大を検討することになっています。また、地域特産的なものであれば拡大が行いやすいような促進策も行っているところです。必要なものは登録をとらなければいけません。マイナークロップの問題については、私たちとしてもできる限りのことはしたいと考えています。

● 農薬登録制度やリスクコミュニケーションの改善も必要

編集部・・とは言え、現状では農薬登録のためのコストは農薬メーカーが負っています。登録コストと販売（見込み）量との関係からマイナークロップの問題が発生しているわけですから、その部分への

見直しも必要となるのではないのでしょうか。たとえば、毒性試験は当然しなければならぬが、作物毎への効果試験は本当に必要なのか、効果がなければ当然農家は買わないだろう、という意見も出ています。

澤田・・そういう議論も今出ています。農薬取締法ができた当初は、ニセモノも多く出回っていたように、使用した効かない、あるいは薬害が出たというといったことが起こっていたようです。そんなものをなぜ流通させているのかというところで効果試験を課すことになった。今は効果がなければそれはメーカーの責任であって、メーカーとの直接裁判で進めることができるもの、国として責任をとるべきことではないのではないかと議論があることは承知しています。こうした点も検討していきます。

編集部・・今回の無登録農薬問題で農産物の卸や外食・量販から要望等出ているのですか？

澤田・・安全なものがわからなくて、どうしてくれるんだ”というご意

見は頂いています。今回の問題では風評が拡がらないように、たとえば、ダイホルタンがどの町で何戸の農家がどの作物に対して使ったのかを詳細に情報公開するよう各県には伝えています。更に情報が欲しいと卸等の方々から要望があった場合は、都道府県の担当課の連絡先を教えるようにしています。

編集部・・ただ”どうしてくれるんだ”ではなくて、本来であれば流通や外食・量販の人たちがもっと農業に関わって、農薬などの生産技術についても自分たちのこととして本気で考えて、消費者へ説明責任を果たしていくべきではないかと思うのです。

澤田・・あらゆる人に十分な情報提供が必要と考えており、現在、農林水産省のホームページの「トピックス」に無登録農薬に関する情報を入れておりますのでご覧いただければと思います。今後ともリスク・コミュニケーションの強化を図っていききたいと考えています。

編集部・・ありがとうございました。（インタビュー・まとめ・幸野友造）

—有効成分から見る— 過去に登録失効した農薬一覧

以下に掲載するのは、農薬登録制度が施行されてから現在までに登録が失効した農薬を有効成分別で分類したリストです。過去に登録失効した農薬を商品別に見た場合は16000以上の商品が登録失効しています。ここでは代表的な商品のみが挙げられていますのでご注意ください。

※出典：独立行政法人農薬検査所のホームページ<http://www.acis.go.jp/sikkou.html>「失効農薬(有効成分)情報」(2002年9月18日現在)より

殺虫剤							
有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
APC	ハイドロール	S41.9.17	S50.9.17	アルドリノ	アルドリノ	S29.6.3	S50.2.19
BAB	ユリミン	S38.12.16	S50.12.16	アルミナ	コクゾウサン	S28.12.28	S37.12.28
BCHC	マイタック	S42.8.28	S49.11.1	イソチオエート	ホストン	S47.2.19	S59.1.14
BCPE	クイックロン	S32.3.30	S56.12.22	エトリムホス	エカメット	S59.4.9	H5.4.9
BDS	カヤメート	S43.11.1	S49.11.1	エンドリン	エンドリン	S29.6.3	S50.12.18
BHC	BHC、リンデン、ガンマー	S24.2.24	S46.12.30	オルソジクロル	松喰虫殺虫駆除剤	S23.12.13	S54.1.24
BINAPACRYL	アクリシッド	S39.2.28	H3.3.31	ベンゼン	T-7.5-1号		
CDBE	CDB	S39.7.31	S49.6.7	カーバノレート	カソライト	S41.7.9	S47.7.9
CMP	フェンカプトン	S33.5.12	S50.12.25	カルビンホス	カルビン	S47.2.19	S56.2.19
CPAS	ミカジン	S37.4.21	S50.2.26	キナルホス	エカラックス	S62.4.13	H14.4.13
CPCBS	サッピラン	S29.4.30	H8.7.24	グラヤノキシシ	農業用ハナヒリ殺虫剤	S24.2.3	S27.2.3
CPMC	ホップサイド	S40.3.26	S53.2.19	クレオソート油	キヒコート0	S24.5.18	S27.5.18
CYP	シュアサイド	S41.9.17	S58.11.28	クロルデン	クロールデン	S25.9.18	S43.12.17
DAEP	アミホス	S40.12.21	S53.12.24	クロルフェナミジン	ガルエクロン	S41.12.27	S57.5.29
DBCP	ネマセツ	S33.9.30	S55.2.12	クロルプロピレート	クロルマイト	S39.4.23	S62.5.30
DCPM	サッピラン、ミカジン、ダニミン	S30.7.19	S49.5.30	クロルベンジレート	アカール	S30.6.18	H6.6.26
DCV	マツケミン	S49.4.27	H7.4.27	クロルメタンスル	クミトックス	S47.7.19	S59.7.19
DDDS	ベンツ	S37.4.21	S49.4.21	ホン酸アミド			
DDT	DDT	S23.9.27	S46.5.1	クワコナカイガラ	クワコナコバチ	S45.3.7	S48.3.7
DMCP	チオン	S43.11.1	S49.11.1	ヤドリコバチ			
DN	DN	S27.12.20	S54.9.30	コロホネート	リンエース	S49.10.17	S52.10.17
DNBP	ドルマント	S32.2.1	S50.2.1	サボニン	ウオミサイド	S25.2.18	S28.2.18
DNOC	カワゾール	S32.2.22	S50.2.22	サリチオン	サリチオン	S42.11.14	H6.5.12
DSP	カヤエース	S41.6.1	S50.6.1	ジアリホール	トーラック	S47.6.30	S59.1.10
EDB	ネマヒューム	S31.9.22	H2.12.18	ジオキサカルブ	エラクロン	S44.9.25	S50.9.25
EDC	ネマホルン	S42.8.28	S61.2.21	ジオキサン系	デルナップ	S34.9.22	S49.9.22
EMPC	トキサメート	S40.2.27	S49.2.27	有機リン			
EPBP	エスセブン	S39.4.24	S58.10.24	ジフェニルスルフィド	アニマートV101	S36.5.27	S46.6.7
ESP	エストックス	S36.12.26	H12.12.25	シュラーダン	ベストックス	S30.5.23	S39.6.30
ETHN	シトラジン	S43.5.10	S46.9.21	スルホキサイド	サルピサイド	S28.7.10	S31.7.10
ETHO	シトラジン	S43.5.10	S46.9.21	ソーダ合剤	液体ソーダ合剤	S23.10.30	S35.10.30
FABA	ヤノマイト	S39.5.26	S48.5.26	ソルベントナフサ	農熟	S24.2.24	S30.7.12
FABB	ヤノエース	S42.9.20	S48.9.20	ターバム	ノックパール	S47.6.30	S52.5.25
IPSP	PSP204	S39.6.13	S53.7.27	たばこ粉	ニコチン	S24.2.25	S48.3.25
MBCP	ホスベル	S43.11.1	S52.11.30	ディルドリン	ディルドリン	S29.6.3	S50.6.1
MNFA	ニッソール	S40.2.27	S50.9.17	テミピンホス	アルサイド	S50.12.24	S53.12.24
MPMC	メオパール	S42.1.30	H6.1.29	テロドリノ	テロドリノ	S39.4.18	S50.11.22
MTMC	ツマサイド	S42.4.25	H9.9.28	ナフタリン	デルコN	S29.1.25	S32.1.25
PMP	アッパ	S38.6.22	H14.6.22	バミドチオン	キルパール	S38.4.30	H14.7.24
PPPS	スマイト	S39.6.3	S50.3.31	バラチオン	ホリドール	S27.1.24	S47.3.29
REE	サッセン	S35.3.11	S50.3.15	ひ酸マンガン	砒素マンガン	S23.10.20	S26.10.20
TCE	スケルカット	S42.3.7	S59.4.6	ひ酸鉛	ひ酸鉛	S23.9.27	S53.12.18
TCP	トリホス	S37.12.5	S40.12.5	ひ酸石灰	ニホナート	S23.9.27	S51.12.28
TEPP	テップ	S25.8.3	S44.12.31	ひ酸鉄	ひ酸鉄	S23.10.20	S26.10.20
アゾキシベンゼン	ベンツ	S37.3.19	S50.6.10	フェノキシカルブ	インセガー	H2.11.7	H8.11.7
アゾベンゼン	モック筒	S37.6.22	S43.6.22	フタルスリン	ワイバアダズト	S43.7.25	S54.2.28
アナバシン	アナバシン	S40.4.30	S49.5.10	ブトキシカルボキシム	プラントピン	S54.9.14	S63.9.14
アミドチオエート	マイトメート	S40.5.10	S49.6.23	プロクロノール	キラカール	S46.8.9	S55.8.9
アラマイト	アラマイト	S34.9.22	S50.6.10	プロメカルブ	カーバマルト	S48.9.28	S51.9.28

特集 農薬は誰のために？

殺虫剤

有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
ヘプタクロル	ヘプタ	S32.4.24	S50.5.4	メチルパラチオン	ホリドール	S27.1.24	S46.11.9
ベンズアルデヒド	ネマダー1号	S29.10.9	S35.10.9	メトキシクロル	メトクロ	S25.9.18	S35.6.14
ベンゾメート	シトラゾン	S46.8.3	H10.8.3	メナゾン	サヒゾン	S39.12.4	S54.12.4
ベンダイオカルブ	タト	S59.4.9	H14.4.9	モノフルオル酢酸アミド	フッソール	S31.6.18	S50.12.3
ホウ酸	防虫薬、SBI、コクゾウサン	S25.2.18	S37.12.28	ヨウ化メチル	アオイピクリン	S40.1.29	S49.1.29
ポリナクチン複合体	マイトサイジン	S47.10.5	H13.2.18	ルビーアカヤドリコバチ	ルビーアカヤドリコバチ	S26.8.11	S29.8.11
メカルバム	ペスタン	S35.12.3	S62.5.13	ロゼン油	鉱油剤	S26.2.26	S29.2.26
メチルイソキサチオン	ダイメックス	S49.8.29	S52.8.29	珪弗化カリウム	フロライト	S24.1.26	S27.1.26
メチルジメトン	メタシストックス	S31.6.18	S49.5.30	珪弗化ナトリウム	ナメック	S35.2.28	S52.12.17

殺菌剤

有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
珪弗化亜鉛	パーモシル	S32.11.18	S44.5.23	PCP銅塩	アビトン	S47.8.23	H2.6.26
酸化プロピレン	ボニカー20	S42.12.22	S54.12.22	TCH	デフタン	S38.12.2	S47.12.2
松脂合剤	松脂合剤、ソーダ合剤、ルビー	S23.10.30	S61.2.27	ZM	ピオメート	S44.5.8	S50.5.8
水酸化トリシクロヘキシルスズ	ブリクトラン	S47.4.26	S62.12.3	アルギン酸	モザノン	S50.12.17	H11.12.17
水揚皮	SBI、IKヤマト	S30.1.20	S33.1.20	エゾマイシン	エゾノマイシン	S45.2.13	S48.2.13
二硫化炭素	てっぽう虫	S27.1.24	S30.1.24	オルソフェニルフェノール	チトシン	S30.1.20	S44.2.22
粘着剤(5銘柄)	フジタングル、カミキリノン	S24.2.24	H11.12.18	カルバジン酸系	セルタ	S35.4.30	S44.4.30
弗化アルミニウムナトリウム	ニッケライト	S26.2.26	S29.2.26	カルベンダゾール	ザンメート	S48.5.25	H11.11.30
弗化硫酸石灰	ヒカルーム	S24.4.18	S27.4.18	グアニジン	サイプレックス	S34.12.25	S53.5.2
BDC	バイセット	S42.3.10	S47.10.1	グリセオフルビン	グリセオール	S34.3.30	S50.5.30
BEBP	コーネン	S43.11.1	S50.7.28	クロラムフェニコール	シラハゲン	S39.2.28	S50.3.4
BINAPACRYL	アクリシッド	S39.2.28	H3.3.31	こうじ菌産生物	アグリガード	S62.4.8	H11.4.8
CBA	ミノコール	S43.5.10	S46.5.10	サリチルアニリド	バンサン	S34.12.25	S46.12.25
CDX	カデナックス	S39.10.22	S45.10.22	ジクログリン	スクレックス	S43.11.15	S49.7.2
CECA	ウドンコール	S42.6.12	S51.10.11	シクロヘキシミド	アクチジオン	S34.3.30	S54.9.18
CNA	アリサン、レジサン	S39.6.13	H6.3.10	ジクロン	ファイゴン	S28.2.7	S52.6.1
CNPSE	タノーネ	S41.5.13	S44.5.13	ジヒドロストレプト	マイシン	S33.6.30	S56.7.19
COCNQ	ミノルゲンC	S44.5.8	S50.12.31	マイシン硫酸塩	シベンダゾール	S50.9.20	S53.9.20
CONQ	ミノルゲン	S44.5.8	S50.5.8	ジメチルアンバム	カルバミゾール	S40.6.7	S49.6.7
CPA	ラブコン	S41.6.1	S51.2.28	セロサイジン	セロメート	S39.4.24	S49.7.12
DAD	ミックサン	S42.3.7	S47.12.7	ダイホルタン	ダイホルタン	S39.12.4	H1.12.25
DAP	クロロソイル	S41.10.25	S47.10.25	チオファネート	トップジン	S44.5.22	S62.12.24
DAPA	デクソン	S39.4.18	S49.12.10	チオ尿素	チトロール	S27.7.12	S46.7.12
DDPP	メルクシルアン	S43.7.25	S53.4.17	テレフタル酸銅	ボルゴン	S62.4.13	H8.4.13
EBP	キタジン	S40.3.16	S47.6.1	トリクラミド	ハタクリン	S60.9.24	H5.8.31
ESBP	イネジン	S42.2.10	S49.12.10	トリメチルラウリル	カビサン	S35.12.28	S44.12.28
ESTP	イネジンT	S43.11.1	S49.11.1	アンモニウム-2,4,5-			
ETM	ベジタ	S40.1.29	S49.9.21	トリクロルフェノキサイド			
MHCP	ゼレジン	S41.10.31	S44.10.31	ニトロスチレン	スチロサイド	S40.6.7	S49.6.7
NBA	グラント	S39.12.14	S49.2.19	ノボジオシン	ノボジオシン	S43.5.1	H1.5.1
NBT	ニリット	S30.4.22	S48.8.9	パラホルムアルデヒド	ホルサイド	S31.11.10	H2.12.25
NET	ガスバ	S41.6.1	S50.6.1	バリウム硫黄合剤	ゾルパール	S30.6.18	S45.6.18
NNN	コナジン	S43.5.1	S49.5.1	ピラゾホス	アフガン	S59.7.11	H11.7.11
PCBA	プラスチン、カルバチン オリゾン、テラクロール、	S40.5.10	S47.4.19	ピンクロソリン	ロニラン	S56.3.19	H10.4.14
PCMN	ペンタゲン	S41.10.25	S47.10.25	ファーバム	ノックメート	S24.4.18	S53.10.25
PCNB	アースサイド、コブトール	S31.4.7	H12.3.26	フェナジンオキシド	フェナジン	S41.5.13	H3.5.18
PCPナトリウム塩	クロン	S30.9.22	H1.11.10	フェンチアゾン	セルジオン	S42.3.7	S48.3.7
PCPバリウム塩	ゴービー	S38.10.10	S50.3.8	フォルベット	フォルベット	S44.7.28	S60.2.19
				プロピケル	バイケル	S44.3.12	S50.3.12
				ヘキサミン	ダウサイド	S30.1.20	S39.1.20
				ホスダイフェン	カスバロン	S51.1.13	H6.1.12

殺菌剤							
有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
ポリオキシシンL	ピオマイ	S44.12.24	S53.12.24	酢酸ニッケル	ラストン	S38.7.8	S50.7.8
ホルムアルデヒド	ホルマリン	S23.10.30	H2.11.22	無機水銀	昇汞錠	S24.3.25	S46.5.30
メチラム	ポリラム	S39.4.18	S50.3.4	木酢液	木酢液	S48.2.28	S54.2.28
塩化アルキルベンジル ジエチルエタノール アンモニウム	農業用オロナインD	S38.1.23	S50.1.23	有機ニッケル	サンケル	S40.1.29	H14.5.31
塩化アルキルベンジル トリメチルアンモニウム	オロナイン	S30.10.10	S39.10.10	有機ひ素	ネオアゾジニン、ネオアルム、 モンキッ、モンガレ、サンキル、 モンキル、アルソン、アゾジ、 アゾメート、モンサン、モンサ、 マック、アルシノン、モンガレン、 モン、シンモルキル、アルゼン	S24.1.26	H10.4.30
塩化ジフェニル	ベニサイド	S29.3.29	S38.3.29	有機錫	スズH	S35.6.27	H2.8.24
塩化ジメチルベンジル ラウリルアンモニウム	農業用オロナイン	S28.11.28	S32.4.1	有機水銀	ルベロン、トアロン、フミロン、 シンメチル、モンバイン、ルベロン、 ゲラミン、チトサイド、メラン、 メル、メルカプト水銀塩、ベル	S23.9.27	S48.10.29
塩化ニッケル	サビセン	S35.6.27	S50.6.27	有機硫黄	モノックス	S36.12.26	S53.10.25
塩化ベンザルコニウム	トーシン	S43.5.1	S54.8.1	硫化バリウム	ソルバール	S30.6.18	S45.6.18
王銅マンガ合剤	王銅マンガ合剤	S24.4.18	S27.4.18	硫酸オキシキノリン	バルコート、銀葉錠	S33.9.30	S53.12.24
過酸化水素	江戸川化学製農業用 35%過酸化水素	S23.10.30	S46.12.5	硫酸第一鉄	硫酸第一鉄	S24.4.18	S27.4.18
次亜塩素酸カルシウム	キャッチャー	S61.3.31	H10.3.31				
次亜塩素酸ナトリウム	サニーエクリン	S44.6.10	H14.6.10				
酢酸	モミエース	H3.12.16	H9.12.16				
除草剤							
有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった 際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
2,4,5-T	ウィードン2,4,5-T	S39.9.9	S50.4.17	MCC	スエップ	S41.4.19	H6.4.25
2,4-PAイソブチル エステル	ブラシキラー	S43.11.1	S46.11.1	MCPAN	エムフラン	S45.2.23	S51.2.23
2,4-PATリエタノール アミン塩	2,4-D、ローンキープ	S25.5.8	S54.5.15	MCPBナトリウム塩	トロボトックス	S40.6.23	H4.6.23
2,4-PAナトリウム塩	2,4-Dソーダ	S25.5.8	H4.10.24	MCPCA	マビカ	S38.1.23	S50.1.23
2,4-PAブチルエステル	ブラシキラー、ブッシュロン	S42.6.12	S51.7.31	MCPE	パーロック	S43.5.1	S50.5.8
2,4-PAブトキシエチル	ウィードンブラシキラー	S39.9.9	S48.9.9	MCPFA	フツソラン	S44.5.8	S50.5.8
2,4-PAモノイソプロ ピルアミン塩	2,4-Dアミン塩、ウィーダー	S26.2.26	S29.3.16	MCPPTリエタ ノールアミン塩	ウィキラー	S48.5.15	S54.5.15
2,4PS	セス	S30.9.22	S50.3.30	MCPPTナトリウム塩	DSCP	S44.3.12	H5.3.12
ATA	ATA	S37.7.23	S50.3.31	MCPPT酸	MCPPT	S40.1.23	S50.4.26
BEDC	カバック	S43.11.1	S46.11.1	MCPアリルエステル	アリルMCP	S36.4.27	H2.10.21
BIPC	アリプール	S41.7.9	S50.7.9	MCPカリウム塩	「MCP」カリ塩	S30.2.23	H2.2.28
CBN	カルバイン	S39.7.9	S51.3.31	MCPカルシウム塩	ベアサイド	S42.4.20	S48.7.13
CDAA	CD	S45.7.31	S48.3.31	MCPヒドラジド	MP	S43.5.10	H6.10.19
CFNP	ベルボー	S45.5.29	S48.5.29	MCPベンジルトリエ タノールアンモニウム	ニップQ	S43.8.13	S51.2.28
CHCH	グラサイド	S40.5.10	S49.9.12	MCP酸	ハイカット、エムオン	S42.12.27	S59.12.2
CMMP	ダクロン	S41.5.13	S53.5.13	NIP	ニップ、ハーブカット	S38.1.23	S57.6.30
CMPT	セレクト	S43.6.25	S52.6.25	NOREA	ハーバン	S47.5.4	S50.5.4
CMU	CMU	S30.12.21	S41.2.28	NPA	アラナップ	S40.8.9	S50.12.27
CNP	MO	S40.2.27	H8.9.29	PCPカルシウム塩	PCPカルシウム	S35.5.10	S50.11.20
COMU	アリプール	S41.7.9	S50.7.9	PCPナトリウム塩	PCP	S31.12.26	H2.2.19
DCNP	クリノン	S42.3.7	S48.3.7	PCPヒドラジン	PPH	S41.6.20	S44.6.20
DMNP	ファーマイド	S45.4.20	S51.4.20	TCAカルシウム塩	TCA、ビリゼン、ナタ	S46.4.21	H4.7.28
DNDP	プリマーJ	S37.6.22	H1.6.22	TCAナトリウム塩	ウエルゼン、ゲルパー	S39.7.9	S50.7.28
DNDPA	アレチット	S38.4.30	H2.4.30	TCBA	トリバック	S34.8.6	H2.2.28
DNCDE	デングラス	S46.2.22	S49.2.22	TOPE	アタックウイード	S44.5.1	S50.12.5
DNOC	DNOCソーダ塩	S33.5.12	S51.2.28	アジプロトリン	メゾラニール	S48.2.28	S51.2.28
DSMA	アンサー、シバガード	S40.3.26	H6.2.8	アロキシジム	クサガード	S55.5.20	H10.5.20
EPTC	エブタム	S43.5.10	S54.5.2	エースフェノン	キャスタイト	S50.12.24	H2.12.24
MBPMC	アザック、AZAK	S44.11.20	H10.7.9	エチジムロン	ウスチラン	S62.4.8	H14.5.17
				オキサジアゾン	ロンスター	S47.7.3	H7.4.14

特集 農薬は誰のために？

除草剤							
有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
キサントゲン酸塩	デシコーン	S38.6.22	S50.6.22	バーナレート	バーナム	S44.9.25	H2.9.25
キンクロラク	ロザール	H1.11.16	H11.4.10	パラコートジメチル	パラゼット	S53.10.31	S59.10.31
クレダジン	クサキラー	S43.12.25	S52.12.25	サルフェート	ケイピン		
クロチゾール	PHD	S45.10.15	S48.10.15	ピクロラム	ヒログラス	S46.6.5	H13.6.5
クロメキシニル	エックスゴーニ	S48.4.20	H9.4.20	ピリデート	ロロップ	H5.4.28	H14.7.30
クロロクソロン	ティーノラン	S42.2.10	S48.3.7	フェノピレート	ゲザミル	S49.2.18	S52.2.18
シアン酸カリウム	シアンボール	S31.1.28	S43.1.28	プロバジン	プレホラン	S36.12.12	H3.12.12
ジフェナミド	エナイド	S40.12.21	H7.1.26	フロロジフェン	ベルパー	S45.2.23	S48.2.23
シプラジン	アウトボックス	S49.10.17	S52.10.17	ヘキサジノン	ローニート	S62.4.8	H11.4.8
シプロミッド	クロッパ	S49.10.17	S52.10.17	ヘキシルチオカルバム	ウィセツ	S48.2.28	S51.2.28
スルファミン酸塩	イクリン、スルアン、スルファメート	S29.9.9	H3.5.15	ベノキサゾール	チラム	S49.10.17	S52.10.17
スルファミン酸塩・硫酸アンモニウム複塩	イクリンエイト	S43.6.25	S50.4.17	ベブレート	クレナイト	S44.9.25	S50.9.25
チアザフルロン	エルボタン	S62.3.28	H11.3.28	ホサミンアンモニウム	カヤメトン	S57.1.30	H6.1.30
チオクロルメチル	オードラムK	S50.12.26	S53.12.26	メキシフェノン	クロレート、クサトル、	S51.1.13	S59.4.26
デスメトリン	セメロン	S41.6.1	S50.6.1	塩素酸カルシウム	シタガリン	S28.12.28	S50.1.30
トリエタジン	ゲザブロック	S39.4.24	S48.4.24	石油	シルバゾール	S40.11.10	S57.8.17
ニトラリン	プラナビアン	S48.5.15	H3.1.31	弗化アンモニウム	セイテツクリン水溶剤F	S40.6.7	S49.6.7
ノルフルラゾン	ゾリアル	S57.11.26	H1.6.25	弗化ナトリウム	クロレートFE	S42.8.7	S51.8.7
				有機錫	チンサイド	S38.8.9	S47.8.9
殺菌剤							
有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
FABA	ネブ	S46.9.29	S49.9.29	亜ひ酸	バリール、ネオキソ、キルリ	S23.11.22	S34.2.27
アンツー	アンツー	S24.9.30	S49.9.22	亜ひ酸石灰	ラットール、ラットライス	S23.11.22	S40.12.5
エンドリン	ヤントール	S38.1.23	S48.6.22	液化窒素	殺鼠用液化窒素	S58.9.22	H13.9.22
シリロシド	ラキソン、スキル、ネズミン	S30.8.10	H5.12.10	黄りん	猫イラズ、ヤソメツ	S24.4.18	H4.7.23
チオセミカルバジド	モルトール	S38.10.10	S62.12.16	硝酸タリウム	ラットホン	S33.5.31	S42.5.31
ビスチオセミ	カヤネックス	S49.8.29	H4.8.29	酢酸タリウム	タリムネコ	S41.9.28	S50.9.28
ピリミニール	ネズセン	S53.7.14	S56.7.14	炭酸バリウム	鼠ころし	S25.9.18	S39.6.14
植調剤							
有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
1-(2,4-ジクロルフェノキシアセチル)3,5-ジメチルピラゾール	トマコン	S40.11.10	S49.11.10	MPMC	テッカパール	S45.12.19	S51.9.30
1-N-ナフチルフタラミン酸ナトリウム	ピーチシン	S44.3.12	S50.3.12	N,N,N-トリメチル-1-メチル-3-(2,6,6-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-フル)-2-プロベニルアンモニウムダイド	リラボン	S50.12.24	S53.12.24
2,3,5-トリヨード安息香酸ナトリウム	ジョンカラー	S43.9.21	S58.9.21	N-メタトリルフタラミン酸ナトリウム	ラミック	S39.4.23	S46.3.26
2,4,5-トリクロルフェノキシプロピオン酸トリエタノールアミン	-2,4,5-TP-	S39.4.2	S49.7.23	α-ナフタリン酢酸カリウム	ハウゲンNV	S46.2.22	S52.2.22
2,4,5-トリクロルフェノキシ酢酸イソプロピル	シトルトーン	S39.4.23	S50.7.19	α-ナフタリン酢酸ナトリウム	ナフサク、ヒオモン	S39.1.16	S51.9.30
2,4-ジクロルフェノキシ酢酸ナトリウム-水化物	トマフィックス	S39.6.25	S52.2.19	α-メトキシメチルナフタリン	ベルビタンK	S39.4.17	S48.4.17
2,4-ジニトロフェノールナトリウム	アトニック	S39.2.28	S51.2.28	β-インドール酢酸カリウム	IAA:ヘテロキシシン	S39.2.28	S42.2.28
4-クロル-2-ヒドロキシメチルフェノキシ酢酸カリウム	トライロントマトA	S45.5.15	S48.5.15	β-ナフトキシ酢酸ナトリウム	トマフィックス	S39.6.25	S42.6.25
5-ニトログアヤコールナトリウム	アトニック	S39.2.28	S52.2.19	アルキルベンゼンスルホン酸塩	ブルーンス	S59.10.31	H5.10.31

特集 農薬は誰のために？

植調剤							
有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
アンシミドール	スリトーン	S53.7.14	H8.7.14	ニコチン酸アミド	タミン	S57.7.30	H3.7.30
ウニコナゾール	スミセブン	S60.1.7	H6.1.7	パラニトロフェノールナトリウム	アトニック	S39.2.28	S51.2.28
エチクロゼートナトリウム	ルチエース	S47.7.31	H5.7.31	ヒドラジン	ホバイン	S43.2.19	S55.2.19
オキシエチレン高級アルコール	OEDグリーン	S39.3.21	S60.3.21	プロスルチアミン塩酸塩	ジベラミン	S39.10.14	S51.10.14
オルソニトロフェノールナトリウム	アトニック	S39.2.28	S51.2.28	ポリブテン	サビノック	S45.2.13	S51.2.13
ジケグラク	アトリナール	S56.9.24	H8.9.24	マレイン酸ヒドラジドジエタノールアミン	MH-30	S38.12.25	S58.3.15
ジベレリンカリウム	ジベラ	S39.2.28	S48.2.28	マレイン酸ヒドラジドモノナトリウム	デブサン	S39.10.22	S45.10.22
ドデシルベンゼンスルホン酸カルシウム塩	プルーン	S49.2.18	S61.2.18	塩酸チアミン	ハウゲンNV	S46.2.22	S52.2.22
トリブチルトリチオホスフェート	ラクヨ	S43.7.25	S48.6.5	酢酸ビニルフマル酸ジオクチル共重合体	ニカゾール	S45.4.20	S50.4.26
その他							
有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日	有効成分	過去に登録があった際の代表的な商品名	登録年月日	失効年月日
2-ナフトール油性	水性キヒコートW	S35.3.11	H4.4.9	チオソルベント	クレチオ嫌忌剤	S34.9.22	S61.9.22
PCP	ハーゼン	S35.2.29	S46.10.25	テトラヒドロチオフェン	ヤガミン	S48.3.31	H9.3.31
オイゲノール	ホドロン	S49.5.14	H13.9.29	テレピン油	T-7.5-F	S41.9.17	H5.9.17
オリエンティールA	チャハマキ性フェロモン剤	H2.7.2	H11.7.2	ナフタリン	モグラン	S29.8.2	S46.11.18
クレオソート	クレチオ	S34.9.22	H4.2.13	ビスヒドロキシエチルドデシルアミン	ナメシート	H5.5.19	H14.5.19
クレオソート油	ニーゲル	S44.8.26	S46.8.31	安息香酸	ホドロン	S49.5.14	H13.9.29
クレゾール	モグラン	S29.8.2	S58.3.19	酸化第二鉄	稔	S37.6.8	H7.6.8
コドレルA	コドリリングコール	S58.9.13	H13.9.13	四三酸化鉛	雀くわん	S43.11.1	S49.11.1
ジアリルジスルフィド	パラトリ	S45.10.15	S61.1.11	脂肪酸ナトリウム	農業用石けん	S23.10.30	S49.3.10
シクロヘキシミド	ラムタリン	S34.12.25	S56.11.20	消石灰	消石灰	S31.6.18	S40.11.30
スモールA	チャノコカクモンハマキ性フェロモン剤	S60.7.4	H12.7.11				

コラム：無登録農薬問題のこれまでの経緯

大阪市の青果市場で山形県産のラ・フランスからカプタホールが検出される。(今年4月末)

山形県の農薬販売業者2名が、無登録農薬(ダイホルタン、プリクトラン)を販売した農薬取締法違反などの疑いで逮捕。(7月30日)

全国の農薬販売業者に農薬を納入した東京の農薬輸入販売会社社長が、農薬取締法違反などの容疑で逮捕。(8月9日)

プリクトランを使った群馬県産のヤマトイモが市場に流通したことが発覚(8月23日)

ダイホルタンを使った茨城県産のナシが市場に流通したことが発覚。(8月23日)

山形県内の農家3戸が、無登録農薬を使用した桃、サクランボ、スイカを市場に出

荷したことが発覚。(8月24日)

山形県の農協職員が、ダイホルタンの販売を県内の農家に仲介していたことが発覚。(8月24日)

埼玉県が、農協や出荷組合にプリクトランを使用したヤマトイモの出荷停止を要請。(8月25日)

農水省の調査で、全国の17県で無登録農薬を使用していることが判明。(8月27日)

農水省が、農薬取締法を改正し、無登録農薬の使用を規制する方針を固める。使用農家にも罰則を検討。(8月27日)

新潟県の農薬販売店9店が、無登録農薬を販売していたことが発覚。(8月28日)

三重県の農協を含む4業者が、無登録農薬を販売、農家67戸が使用していたことが

発覚。(8月29日)

無登録の土壌処理殺菌剤「PCNB」が群馬県内で売られていたことが判明。(9月3日)

無登録農薬問題で全中が緊急対策本部を設置。(9月5日)

長崎県の農薬販売業者が、無登録農薬を販売した農薬取締法違反などの疑いで逮捕。(9月5日)

大分県のミカン農家32戸が無登録農薬「ナフサク」を使用していたことが発覚。(9月9日)

農水省の調査でPCNBが茨城、長野、石川、群馬の4県で販売されていたことが判明。(9月11日)

※情報は9月11日現在のものです。